

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年3月7日

沖縄信用金庫
金融整理管財人 真栄田 司

金融整理管財人 竹下 勇夫

I. はじめに

沖縄信用金庫は、平成13年10月26日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」状況にある旨の申出を行いました。これを受け、同日、金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条では、金融整理管財人は就任後遅滞なく、当金庫がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融庁長官に報告しなければならないと定められておりますので、直ちに調査作業を開始し、平成14年1月8日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った沖縄信用金庫の旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II. 旧経営陣に対する民事上・刑事上の責任追及に関する措置について

第1. はじめに

金融整理管財人は、沖縄信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法83条）、就任後、金融整理管財人は、金融整理管財人補佐人及び職員の協力を得て法的責任追及の調査・検討を行ってまいりました。平成13年12月には弁護士（金融整理管財人補佐人）1名、税理士1名からなる「責任追及のための内部調査事務局」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

第2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「責任追及のための内部調査事務局」において、当金庫における旧経営陣の違法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内部調査をしたほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しました。明確に犯罪に該当すると判断すべき案件は、現時点で認められていません。

第3. 民事責任追及について

1. 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当金庫破綻の要因が多額の不良債権にあることから、平成4年度から平成13年9月期までの間に実施した貸倒償却および貸倒引当の合計6,332百万円の個別債権176件について、旧経営陣がどのように対応してきたか、融資条件について問題がなかったのか等について調査を行いました。

調査方法は、融資委員会決議、融資関係の稟議書や付属書類等により融資審査の実態を1件づつ精査し、当金庫に損失を与えることになった直接的間接的要因、融資を取上げるに至った経緯、金庫側関係者と債務者との人的関係の有無等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務懈怠の有無について、関係者から事情を聴取するなどのあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または役員の保証による融資および役員の関係先に対する融資についても網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討しました。

2. 調査結果

(1) 不良化した融資案件を調査してみると、不良貸出先との取引開始時期が平成2年から平成3年の両年に全体の約4割と集中していること、償却・引当額が1億円以上の損失額が全体の約6割と大口先の不良化が目立っていること、業種別には不動産業が22%、サービス業が20%、卸・小売・飲食業が15%と、この3業種が大半を占めていることの特徴があげられる。

これらから明らかな通り、当金庫では平成2～3年に前回金利上昇局面の預貸金金利のミスマッチによる収益の落ち込みをカバーするために預貸率の引上げを企図して大口先を中心に貸出の急拡大を図ったが、こうした貸出先の多くがバブル経済の崩壊や景気の長期低迷等の影響を受けて、延滞・倒産に陥っており、それが当金庫の収益悪化の主因となったものと思われました。

(2) また、融資の仕振りの点からみれば、先ず、融資実行の際の事前審査の段階では、財務諸表や事業計画等の把握・分析が十分とは言えず、その結果、融資実行後間もなく業況悪化が表面化、延滞等資金の固定化を招いている例が多く見受けられました。次に融資実行後の中間管理の段階では、財務諸表の継続的徴求等を通じて融資先の業況をフォローし、必要に応じて速やかに是正指導を行うといった点が不十分であると思われました。

(3) 債権保全面では、不動産担保の評価見直しが自己査定システム導入以前は規定上義務づけられおらず、貸増し等の場合を除き殆ど見直しが行われていないほか、時価の認定そのものに甘さがあったものと思われ、その結果、担保処分の段階で保全

不足が表面化したり、見直した段階では保全不足が拡大しているケースが見受けられました。

- (4) 融資以外の調査については、役員等に対する取引、1件当たり10百万円以上の動産・不動産・有価証券等の処分案件、1件当たり1百万円以上の経費支出案件、決算・配当その他の案件を調査いたしましたが、規定・規則を大きく違反している行為は見受けられませんでした。

3. 調査結果に基づく検討

(1) 旧経営陣の責任について

- ① これまで述べてきたとおり、旧経営陣の任務懈怠により信用金庫法第35条各号に基づく理事の責任、同第21条(金庫持分の禁止)、同第39条(商法等の準用)、出資法第3条(浮き貸しの禁止)、民法第644条(受任者の善管注意義務)、民法第715条(使用者の責任)等に基づく一般的な違反の事実関係の有無について調査を行ってきたところですが、現時点において責任追及に至ると思われる事案はありませんでした。
- ② 但し、旧経営陣の経営責任についていえば、結果的に破綻したことあるいは破綻を未然に防げなかつた意味での信義的道義的な責任は免れるものではないので、平成4年以降、代表権のあった役員については、役員退職慰労金の自主返還を要請いたしました。

(2) 個別融資案件について

個別案件については、前述したとおり、融資受付時の十分な実態分析や中間管理及び動態管理の充実がなされていなかった問題点が見受けられました。しかしながら、個別融資については当時の金庫の置かれた状況の中で、所定の決裁プロセスを得て融資実行が行われており、現時点において、民事上の責任追及に至ると思われる事案はありませんでした。また、融資等の相手方の責任との関係では、調査を実施した融資案件の中に、当金庫に借入申込時に虚偽の説明をしたのではないかと思われるもの、貸出金を申込時の資金使途以外に流用したもの等、何らかの悪意があったものと疑わしき事案は認められるものの、結果的に時効が完成している等の問題もあり、現時点において、民事上の責任追及に至ると思われる事案はありませんでした。

(3) その他の調査項目について

その他の調査項目については、金融機関に適用される関係法令や内部規則に違反行為がなかったどうかの調査を行ってまいりました。若干、取扱いに不適切と思われる事案は見られましたが、当金庫に損害を与えていたと思われるものではなく、現時点において、民事上の責任追及に至ると思われる事案はありませんでした。

4. 今後の対応

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任、受任者の善管注意義務を問い合わせる事案は発見されなかつたものの、今後、株式会社整理回収機構による調査等によって新たに事実が判明する可能性があることから、整理回収機構において責任追及が行えるよう、従前の調査資料を同社に引継いだ上、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡いたします。

以上